

工事書類作成の手引き (土木工事編)

令和8年3月
財政局公共事業調整課

本手引きは、

令和8年3月25日以降に公告等契約申込の誘引を行う案件から適用

目 次

赤字は適用局を記載
(記載なしは全局対象)

1	目的、適用	1
2	施工計画書	1
3	施工体制台帳・施工体系図	16
4	工事打合せ簿	17
5	材料確認書	18
6	発生土・廃材等の処理に必要な書類	23
7	工事履行報告書	24
8	安全管理	27
9	工事数量計算書	適用局：下、道、脱、資、建、都、港、水、交 28
10	搬入伝票	28
11	搬出伝票	30
12	検査に必要な図面	適用局：下、道、脱、都、水、交 32
13	出来形管理表	適用局：下、道、脱、建、都、水、交 33
14	品質管理表	適用局：下、道、脱、建、都、水、交 34
15	工事写真	35
16	現場環境改善	36
17	創意工夫	36

適用局一覧（略称）

名 称	略 称
下水道河川局	下
道路局	道
みどり環境局	み
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局	脱
資源循環局	資
建築局	建
都市整備局	都
港湾局	港
水道局	水
交通局	交

1 目的、適用

工事書類作成の手引き（土木工事編）は、「工事書類簡素化の手引き（土木工事編）」に記載されている工事書類の内容を補足するため記載内容や留意点等を記述し、受発注者間で共有化を図ることで、工事書類の過剰な作成を防ぎ、また、提出書類の作成不足の是正を行い、的確な工事書類の作成を目指します。併せて、過大な労働の是正に寄与し、働き方改革の推進のために作成したものです。

本手引きは、**管内一円工事を除く土木工事に適用**します。

水道局発注工事のうち、水道管など水道施設を主に対象とする工事は、「工事書類簡素化の手引き」における「1 目的、適用【水道局】」に列記する関係書類を参照準拠すること。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局及び都市整備局が発注する工事は、各事業（工事）において適用される局の基準に基づき運用すること。

2 施工計画書

施工計画書は、請負人が実施する工事手法の概要を作成することにより、円滑な工事の促進を図るもので、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1編1-1-4においては「請負人は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。」と規定している。

請負人は、施工計画書に次の事項について記載し、工事着手前に監督員に提出する。

- 1 工事概要
- 2 計画工程表
- 3 現場組織表
- 4 指定機械
- 5 主要船舶・機械
- 6 主要資材
- 7 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- 8 施工管理計画
- 9 安全管理
- 10 緊急時の体制及び対応
- 11 交通管理
- 12 環境対策
- 13 現場作業環境の整備
- 14 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- 15 法定休日・所定休日（週休2日工事適用の場合）
- 16 その他

施工計画書の作成にあたっては、契約書及び設計図書に指定されている事項について記載する。

ただし、**設計照査、現場確認等により施工内容や工法が変更する可能性がある工種については、当該施工内容や工法が正式に確定されてから当該工種の施工前に施工計画書を提出すればよい。**

準備工の着手にあたっては、工事着手前に

- 3 現場組織表
- 7 準備工の施工方法
- 9 安全管理
- 10 緊急時の体制及び対応
- 14 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法（必要に応じ提出）
- 15 （週休2日工事適用の場合のみ）法定休日・所定休日などの現場閉所予定日

について施工計画書を提出すればよい。

施工計画の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出するが、**数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の提出は要しない。**

（例：金額のみの変更（特例措置、インフレスライド等）、工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工及び工期のわずかな変更（1か月程度を目安）、条ズレ、ページの変更等。）

なお、**変更施工計画書は、当初施工計画書の全部を改めて提出する必要は無く、変更箇所のみを抜粋して作成し、提出すればよい。**（最終的な変更施工計画書として、統合、再提出を行う必要はない。）

共通仕様書第1編1-1-4で「請負人は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない」と規定されているが、監督員はその指示にあたっては必要性を十分検討した上で行うものとする。

1 工事概要

工事概要については、以下の記載例程度の内容を記載する。なお、以下記載例については、必ずしもこれによることはない。

また、工事内容は、設計図書の内訳書の写しでもよいものとする。

[工事概要記載例]

工 事 名 〇〇区〇〇町地内〇〇工事
工事場所 〇〇区〇〇町〇〇番地先
工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
請負金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
発注者 横浜市〇〇局〇〇部〇〇課
監督者 横浜市〇〇事務所
請負人 〇〇建設株式会社

[工事内容記載例]

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	適用
道路改良	擁壁工	既製杭工	鋼管杭、L=12m	本	100	

2 計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成する。なお、契約時に提出する工程表の写しでもよいものとする。

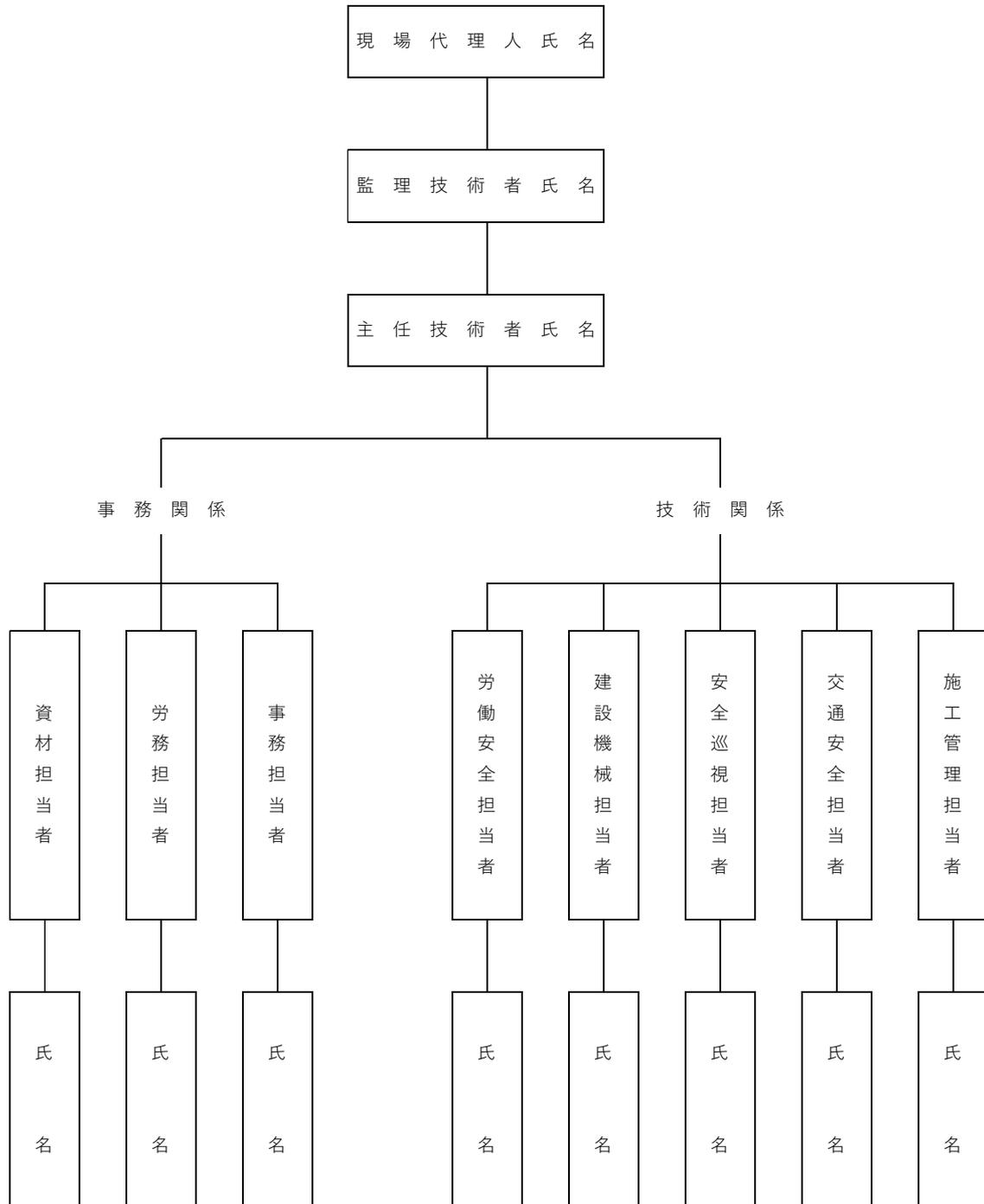
[計画工程表記載例]

工 事 名	〇〇整備工事												
工 種	年 月 日												
	2025 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026 1月			
準備工	■												
〇〇工		■	■	■	■								
△△工				■	■	■	■	■	■	■			
片付け工											■		

3 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、監理技術者補佐、専門技術者を置く工事についてはそれを記載する。

[現場組織表記載例]



4 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

[指定機械使用計画記載例]

機 械 名	規 模	台 数	備 考
バックホウ	0.6 m ³	1	低騒音型
ジャンボブレーカ	0.6 m ³	1	〃
マカダムローラ	10~12t	1	〃
A s フィニッシャ	2.4~5 m 級	1	〃
トラッククレーン	〇t 吊り	1	〃

5 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものを記載する。

[主要船舶・機械使用計画記載例]

機 械 名	規 模	台 数	備 考
台船	500t	1	浚渫工
クローラクレーン	50t 吊	1	機材搬入
コンクリートポンプ車	60 m ³ /h	2	
バックホウ	1.4 m ³	1	土工

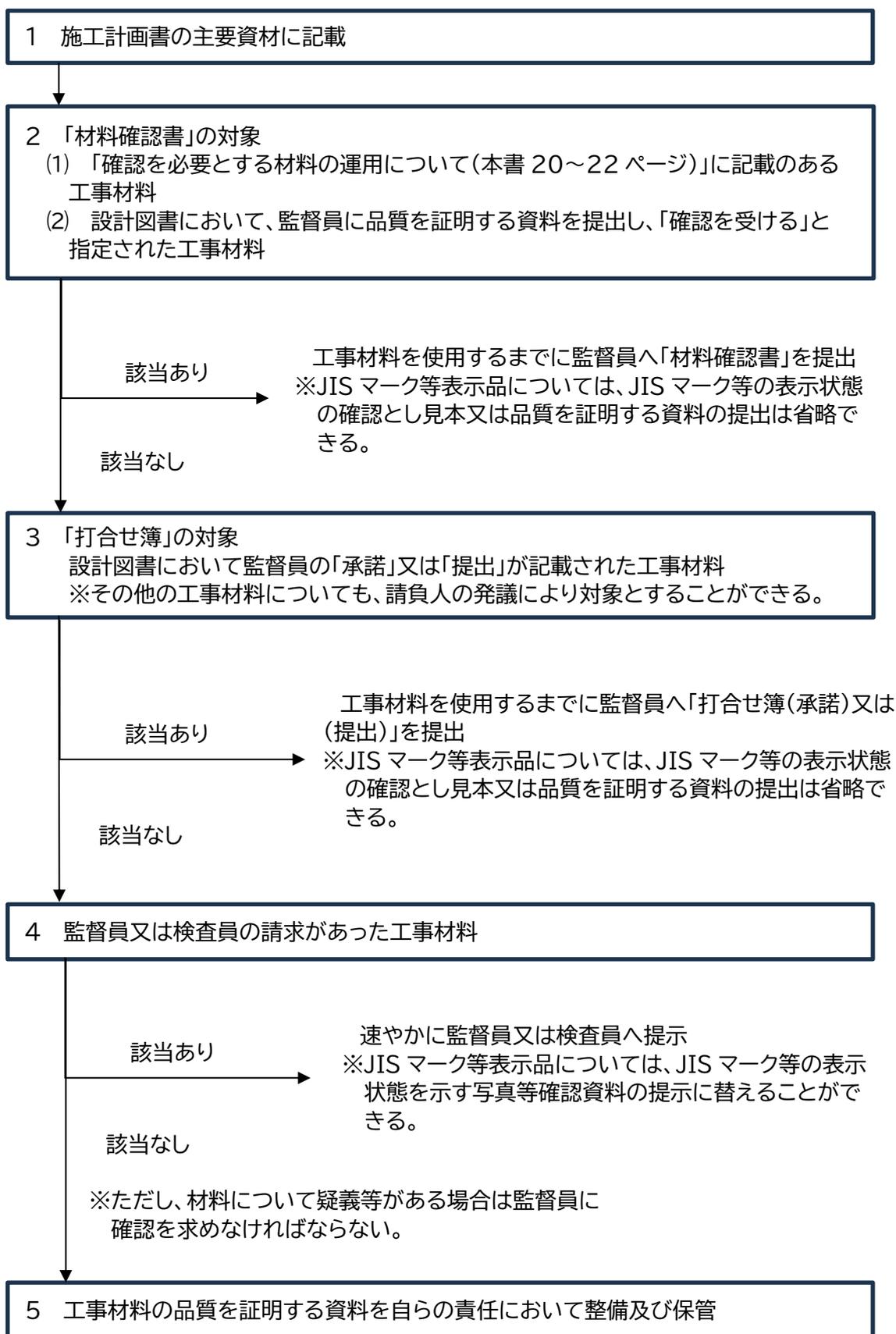
6 主要資材

- (1) 工事に使用する材料（以下、工事材料）及び主要資材について、品質証明方法等について記載する。

[主要資材計画記載例]

材料名	規 格	予定数量	生産社名 (会社名及び工場又は産地)	品質証明	監督員の確認 (材料確認書)
生コンクリート (高炉)	18-8W/C : 60%以下 (JIS A 5308)	5m ³	〇〇コンクリート(株)〇〇工場	配合計画書	
生コンクリート (高炉)	24-12W/C : 55%以下 (JIS 以外)	20m ³	〇〇コンクリート(株)〇〇工場	配合計画書	○
異形棒鋼	SD345,D13	1t	〇〇工業(株)	ミルシート	
再生粒度調整砕石	RM-40	10m ³	〇〇興産(株)〇〇市〇〇産	試験報告書	

- (2) 工事材料の書類提出方法の留意点
工事材料の書類提出は、以下の手順によって行う。



7 施工方法

施工方法は、次のような内容を記載する。

(1) 「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

(2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）等について記述する。

これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項について記述する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述する。

(3) 該当工事における使用予定機械を記載する。

(4) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記述する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板等）について記述する。

また、記載対象は次のような場合を標準とする。

ア 主要な工種

イ 通常の施工方法により難しいもの（例：新技術による施工等）

ウ 設計図書で指定された工法

エ 共通仕様書に記載されていない特殊工法

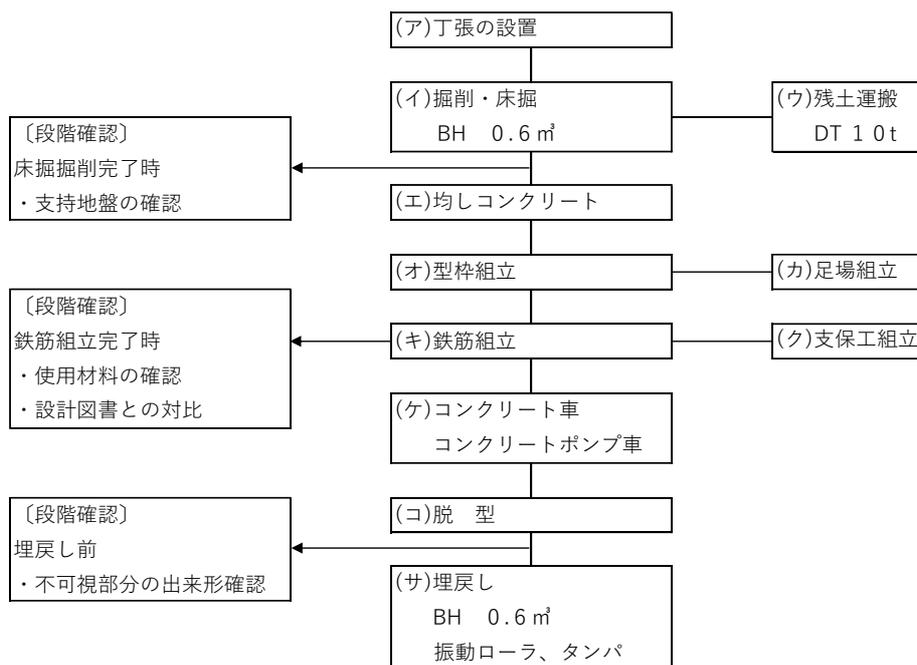
オ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目

カ 特殊な立地条件での施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等

キ 共通仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記述できるもの及び施工計画書に記述することとなっている事項

ク 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

[施工計画書に記載する事項記載例]



- (イ) 作業では、No.5 付近に、NTT の回線ケーブルが埋設されているので、試掘を実施し確認のうえ作業を行う。
- (ウ) 運搬路に一部、通学路があるので、作業時間帯の確認を行う。
- (オ) 型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。
- (カ) 組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
- (ク) 作業手順の確認。組立方式の周知徹底と主任技術者による直接の作業指揮
- (ケ) コンクリート打設高は、0.5m/1 回とする。
- (コ) コンクリート強度の確認
脱型に必要なコンクリート強度を圧縮強度試験により推定し、強度を確認後脱型する。

(留意点)

- a 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記述する。
- b 共通仕様書、特記仕様書において、「承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」及び「安全対策に対する事項」について記述する。
また、次の間接的設備について記載する。
 - ・ 監督員詰所、現場事務所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
 - ・ 材料、機械等の仮置場
 - ・ 工事施工上に必要なプラント等の機械設備
 - ・ 運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）
 - ・ 仮排水
 - ・ 工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

8 施工管理計画

施工管理計画については、「設計図書」及び「本市の各施工管理基準」等に基づき、その管理方法について記述する。

また、該当する施工管理基準がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。

(1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用するかを記述する。

(2) 品質管理

当該工事の品質管理は、「本市の各施工管理基準」等により記述する。品質管理の「試験項目」（試験）について、次のような品質管理計画表を作成する。

※品質管理については、本書 34 ページを参照すること。

〔品質管理計画記載例〕

工種	施工規模	試験項目	試験方法	試験頻度	規格値	規格値(社内)*	適用
コンクリート工	600m ³	塩化物含有量	カンタブ	1回/日	0.3kg/m ³ 以下	-	1日当りの打設量 50m ³ 未満
		スランブ試験	JIS A 1101	1回/日	±2.5cm以下	-	1日当りの打設量 50m ³ 未満 スランブ 8cm以上 18cm以下
		圧縮強度試験	JIS A 1108	1回/日	85%以上かつ3回の 平均値呼び強度以上	-	

※社内の規格値は、必要に応じて設定する。

※品質及び出来形・写真管理基準については、該当する発注局の以下の基準を参照すること。

ア 下水道及び河川の基準

「**基準書関係：土木工事施工管理基準（下水道河川局）**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryo/kijunshokankei.html>

イ 道路の基準

「**技術基準・技術マニュアル：土木工事施工管理基準（道路局）**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/gizyutsu-kijun.html>

ウ 公園の基準

「**公園緑地工事施工管理基準（みどり環境局）**」

「**公園緑地工事写真管理基準（みどり環境局）**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/koenshiryo/download/4koujikanrenkijun.html>

エ 水道の基準

「**水道工事施工管理基準（水道局）**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekouyouryo.html>

（留意点）

- (ア) 必要な工種が記述されているか。
- (イ) 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- (ウ) 基準にないものの適用は妥当か（請負人と監督員で協議が必要）。
- (エ) 管理方法や処理は妥当か。
- (オ) 適切な試験方法か。

(3) 出来形管理

当該工事の出来形管理は、「本市の各施工管理基準」等により記述する。

また、該当する施工管理基準や工種がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。

※出来形管理については、本書 33 ページを参照すること。

(留意点)

ア 必要な工種が記載されているか。

イ 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。

ウ 不可視部の対応は検討されているか。

エ 基準にないものの適用は妥当か（監督員と協議が必要）。

(4) 写真管理

当該工事の写真管理は、「本市の各施工管理基準」等により記述する。

また、該当する施工管理基準がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。

※写真管理については、本書 35 ページを参照すること。

[出来形・写真計画記載例]

工 種	測 定 項 目	測 定 基 準	写 真 管 理 位 置
管 路 土 工	基 準 高 幅	マンホール間ごと 1 箇所	各 1 枚
管 基 礎 工	基 準 高 幅 厚 さ	各マンホール間の 中央及び両端部	マンホールの間ごと 各 1 枚
人 孔 築 造 工	基 準 高 幅 厚 さ	全 数	1 施工箇所につき 1 回

(5) 段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記述する。

事前準備が必要な臨場確認については、事前に頻度を確認するが、それ以外については、監督員の臨場を制限するものではない。

※段階確認については、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 4 6 を参照すること。

(6) 確認・立会

確認・立会についての計画を記述する。

※確認・立会については、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 4 6 を参照すること。

9 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記述する。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。記述が必要な項目は次のとおり。

なお、安全管理については、本書 27 ページを参照すること。

(1) 工事安全管理対策

ア 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）

イ 危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて

ウ その他必要事項

(2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策
工事現場における架空線等上空施設については、事前の現地調査の実施（種類、位置等）について記載する。

(3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。

(留意点)

ア 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安員の明記が必要。

イ 関係法令、指針を参考に記述する。

ウ 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する。

※参考主な法令等は以下のとおり

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ・建設機械施工安全マニュアル

10 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事象などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。

なお、組織体制及び連絡系統については、本書 27 ページを参照すること。

連絡系統図には、以下機関の昼間及び夜間の連絡先について記述する。

(1) 発注者関係（事務所、発注課等の主任監督員等）

(2) 請負人関係（本社・支社、現場代理人、監理（主任）技術者等）

(3) 関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）

(4) 関係企業（電力会社、NTT、上水道、下水道、鉄道、ガス会社等）

その他、現場状況により関係する機関等の連絡先を明記する。

11 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書第1編1-1-33（交通安全管理）の規定に基づき記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の

配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路を記述するとともに、ダンプトラック等を使用する場合は、共通仕様書同規定、指導事項に基づき積載超過運搬防止対策等について記述する。

1 2 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

- (1) 騒音、振動対策
- (2) 水質汚濁
- (3) ゴミ、ほこりの処理
- (4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- (5) 産業廃棄物の対応
- (6) その他

1 3 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記述する。

- (1) 仮設関係
- (2) 安全関係
- (3) 営繕関係
- (4) 現場環境改善対策の内容
- (5) その他

1 4 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律や資源有効利用促進法に基づき、次のような項目について記述する。

- (1) 再生資源利用計画書
- (2) 再生資源利用促進計画書
- (3) 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）
- (4) 建設発生土搬出先の盛土規制法許可等及び、土地の形質の変更時の土壌汚染対策に関する手続き状況について記載した票（確認結果票）
※本書 23 ページを参照。

1 5 法定休日・所定休日（週休 2 日工事適用の場合）

法定休日・所定休日（週休 2 日工事適用の場合）に関して、実施計画を記述する。

「横浜市週休 2 日工事実施要領（財政局）」より

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/shukyu2.html>

「横浜市港湾局土木工事週休 2 日確保実施要領（港湾局）」より

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/kouji/kouwansyukyu2.html>

1 6 その他

その他重要な事項について、必要により記述する。

- (1) 官公庁への手続き（警察、市町村）
- (2) 地元への周知
- (3) CCUS 登録事業者であることが確認できる書類と CCUS の活用内容（CCUS を活用する場合）

3 施工体制台帳・施工体系図

施工体制

建設業法第24条の8により施工体制台帳及び施工体系図の作成が元請負人に義務づけられ、建設業法施行規則第14条の2及び第14条の6に施工体制台帳及び施工体系図の記載事項が掲げられている。

なお、建設業法施行規則の改正（令和2年10月1日施行）により、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することが追加されている。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条により、元請負人が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

施工体制台帳・施工体系図

1 対象工事

下請契約を締結する全ての工事。

2 記載すべき内容

- (1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者
- (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期。

3 施工体制台帳の添付資料

元請負人及び各下請負人にかかる請負契約書（写し）、元請負人の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用を証明する資料とする。

下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（材料や建設機械の支給有無）、社会保険等の加入状況がわかるように記述する。

※施工体制台帳への添付を不要としている書類が添付されていた場合、それを抜いて再提出をさせる等は不要。（不要な部分のみ返却してもよい。）

（施工体制台帳に添付が不要な書類の事例）

- (1) 建設業許可の写し
- (2) 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- (3) 監理技術者などの技術者届の写し
- (4) 見積依頼書及び見積書（ただし、見積書は契約書に「別紙見積書のとおり」と記載されている場合等、内訳書としての位置付けであれば添付すること）
- (5) 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- (6) 外国人就労者関係の書類（一定特定技能外国人建設現場入場届出書等）

4 提出手続き

- (1) 元請負人は工事着手までに施工体制台帳を作成し、監督員にその写しを提出する。また、施工体制に変更が生じた場合には、その都度提出する。
- (2) 「作業員名簿」の変更時の提出は、下請契約の変更等による他様式の変更時に併せて提出すればよい。なお、他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完成時に提出すればよい。

5 その他

- (1) 施工体制台帳は、工事現場ごとに備えておく。
- (2) 施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。

6 作成方法及び様式例

作成方法及び様式例等については、以下を参照すること。

「施工体制台帳・施工体系図・標識の掲示等について（財政局）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekoutaisei.html>

4 工事打合せ簿

工事打合せ簿（以下「打合せ簿」という。）は、発注者及び請負人が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いのないように書類に記録しておく重要な書類である。

打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。

また、打合せ簿に添付する説明用の資料は、詳細図面や写真等に代えて動画を活用（添付）することも可能。共通仕様書、HP等で入手可能な一般的な基準類のコピーは不要。

1 各事項の用語の定義について

用語		定義
指示		契約図書の定めに基づき、監督員が請負人に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させること
協議		書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と請負人が対等の立場で合議し、結論を得ること。
通知		発注者又は監督員と請負人又は現場代理人の間で工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせること
承諾		契約図書で示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負人が書面により同意すること
報告		請負人が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせること
提出		監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと
その他 (例)	提示	監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員又は検査員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明すること
	連絡	監督員と請負人又は現場代理人の間で、契約約款第 19 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等により互いに知らせること なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

2 監督員からの指示

監督員の指示の内容にはいろいろなケースが考えられるが、ここでは工事の契約内容が変わる設計変更や、本市の各施工管理基準等に基づく指示のことである。

次のような場合には、監督員から打合せ簿（指示）を受け取り検査時に添付すること。

(1) 工事の契約内容が変わる場合

工種、形状、構造、工法、数量等の変更は、打合せ簿（指示）を必ず受け取ること。

(2) 本市の各施工管理基準に基づく場合で、監督員から任意の位置を指示されたとき

(3) 本市の各施工管理基準等に管理の方法が明記されていない場合

特記仕様書等でも管理方法が明記されていない場合は、監督員と協議し、その管理方法について指示を受けるか、施工計画書に明記する。

5 材料確認書

1 材料確認書

(1) 定義

材料確認とは、工事に使用する材料が要求される性能および仕様に適合しているかを、現物・資料等を用いて確認する行為を指す。その際に、請負人は工事に使用する材料が、要求される性能・仕様に適合していることを証明する材料確認書を作成し、監督員に提出する。

(2) 対象

材料確認は設計図書（共通仕様書、特記仕様書等）で「確認を受ける」と指定された材料のみを対象とする。施工計画書を作成する段階で、対象材料を請負人・発注者間で確認しておく必要がある。

(3) 確認方法

監督員は、請負人から提出された材料確認書により、臨場し、材料確認を行う。請負人は、やむを得ず監督員の臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明等を確認した資料を監督員へ提出し、机上確認を受けることができる。

2 工事打合せ簿

(1) 対象

設計図書において監督員の「承諾」又は「提出」が記載された材料を対象とする。また、その他の材料についても、請負人の発議により対象とすることができる。

(2) 承諾・提出の確認方法

打合せ簿により承諾又は提出された材料については、監督員が書面により性能・仕様の判断を行うものとする。

複数の材料がある場合は、下記のような一覧表を作成し、品質・規格が判定できる資料と共に監督員へ提出する。

一覧表（例）

材 料 名	規 格	生 産 社 名 (会社名及び工場名又は産地)	承諾方法
アスファルト合材	再生密粒度(13)	〇〇道路(株) 〇〇工場	認 定 書
再生アスファルト合材	再生粗粒度(20)	〇〇道路(株) 〇〇工場	認 定 書
粒度調整砕石	RM-40	〇〇興産(株) 〇〇市 〇〇産	試験報告書
生コンクリート（高炉）	18-8 W/C : 60%以下 (JIS 以外)	〇〇コンクリート(株)〇〇工場	配合計画書※

※JIS マーク表示認証製品を製造している工場以外を使用する場合には、材料確認書で工場選定および配合試験の確認が必要となる（本書 21 ページを参照）。

JIS マーク表示されたものを使用する場合には、請負人は工場が発行する配合計画書および納入書を整備及び保管し、監督員又は検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3 材料の品質管理

請負人は、材料確認書や打合せ簿による承諾・提出の有無にかかわらず、品質管理の責任として、材料の受入時に検査を実施しなければならない。また、使用材料写真(材料検査写真)は、「6-6 材料確認の写真撮影について」及び、各局(工事対象物の施設管理者が所属する局)の「写真管理基準」に則り、撮影する。

4 一般事項

共通仕様書第1編2-3-1では、「請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、※ミルシート等の品質規格証明書を請負人の責任において整備、保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。また、

電子ミルシートでの提出も可能である。

なお、J I S など規格品のうち J I S マーク等の表示が認証され J I S マーク等の表示がされている材料・製品等（以下、「J I S マーク等表示品」という）については、J I S マーク等の表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」としている。

請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する資料は、請負人の責任において全て整備・保管する義務がある。

5 材料確認における留意点

共通仕様書第 1 編 2 - 3 - 4 では、「請負人は、設計図書において監督員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料は工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、J I S マーク等表示品については、J I S マーク等の表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。」としている。

設計図書において指定された工事材料とは、本書 20 ページ「7 確認を必要とする材料の運用について」に記載のある材料のほか、設計図書において、工事材料を使用するまでに監督員に品質を証明する資料を提出し、確認を受けなければならないとされた工事材料であり、材料確認書により監督員の確認を受けるものとする。

(1) 材料確認書の進め方

ア 対象は設計図書において指定された材料のみ。

イ 施工計画書作成の段階で、対象材料を請負人・発注者間で決定しておく必要がある。

ウ 材料確認書を事前に監督員に提出する。

エ 確認は、搬入毎、又は使用前にまとめて行ってもよい。

オ 確認は一部の材料かサンプルと品質証明資料等を基に、要求された品質及び規格に適合しているか確かめるものであり、規格及び型式毎に 1 回以上提出する。

（設計図書で数量の確認を行うとされたもの以外は全数確認の必要がない。）

カ 搬入数量は請負人が記入し、確認欄（確認年月日、確認方法、及び確認）は、確認を行った監督員等が記入する。

キ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

6 材料確認の写真撮影について

材料確認の写真撮影は、以下の写真管理基準によるものとする。

区 分		写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回〔使用前〕 設計図書で 指定された場合のみ撮影	不要
		品質証明 (JISマーク 表示)		
		検査実施 状況	各品目毎に1回〔検査時〕	

7 確認を必要とする材料の運用について

下記表中の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。(仮設材を除く)

監督員の確認を要する材料の一覧表(土木工事共通仕様書より)

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	確認材料名	摘要
1	2	14	1		76	一般事項	品質、形状 及び寸法	目地材	
共通編 材料 目地材料									
1	2	16	1(4)		78	道路標識	反射性能	反射シート	共通仕様書に示した品質以外
共通編 材料 道路標識及び区画線									
1	3	3	32	2	114	かごマット 工	要求性能	線材	公的試験機関の証明書又は公的 試験機関の試験結果
共通編 一般施工 共通の工種									
1	3	3	33	3	118	袋詰玉石工	要求性能	根固め用袋材	公的試験機関の証明書又は公的 試験機関の試験結果
共通編 一般施工 共通の工種									
1	3	7	9	8	184	固結工	薬液注入工 事前の確認 事項	薬液注入材	
共通編 一般施工 地盤改良工									
1	3	17	2	1	234	材料	品質証明	肥料	
共通編 一般施工 植栽維持工									
2	2	11	2	6	298	材料			
道路編 舗装 道路植栽工									
4	6	5	2	2	505	芝養生工			
下線編 河川維持 堤防養生工									

監督員の確認を要する材料の一覧表（土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	確認材料名	摘要
1	3	17	2	1	234	材料	品質証明	薬剤	
共通編 一般施工 植栽維持工									
1	3	17	2	4	234	材料	補植で使用 する樹木類 の搬入	樹木類	
共通編 一般施工 植栽維持工									
2	2	11	2	3	298	材料	道路植栽工 で使用する 樹木類の搬 入		
道路編 舗装 道路植栽工									
6	2	4	1	6	533	材料	植栽工で使 用する樹木 類の搬入		
公園緑地編 植栽工 植栽工									
1	5	3	2	1 (2)	255	工場の選定	品質証明	レディーミクストコンクリート	JISマーク表示認証製品を製造し ている工場以外で生産されたもの
共通編 無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート									
1	5	3	3	2	256	配合	配合試験		・すでに他工事（公共工事に限る。）において使用実績があり、品質監理データがある場合は、他工事の配合表に代えることができる。 ・JISマーク表示されたものを使用する場合は、配合試験を省略できる。
共通編 無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート									
1	5	3	3	6	256	配合	品質証明	セメント混和材	
共通編 無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート									
2	2	11	2	6	298	材料	品質証明	土壌改良材	
道路編 舗装 道路植栽工									
2	9	20	2		374	材料	品質証明	洗剤	トンネル清掃の場合
道路編 道路維持 道路清掃工									
3	1	5	12	3	414	管推進工	掘進機の工場 組立て時又は 現場組立て時 の確認事項	掘進機の材料	
下水道編 管きよ 管きよ工（中大口径管推進）									
3	1	6	12	2	423	一次覆工	セグメント の確認事項	セグメント	日本下水道協会が発行する検査 証明書をもって省略することが できる。
下水道編 管きよ 管きよ工（シールド）									
6	5	4	2	6(3)	567	材料	性能、品質 等証明	工場製品	
公園緑地編 施設整備工 遊戯施設整備工									
6	8	3	2	3	595	材料	種類及び 規格	材料の現地採取	
公園緑地編 自然育成工 自然育成施設工									

※上記のほか、JIS など規格品のうち JIS マーク等表示品以外を使用する場合は、材料確認書により監督員の確認を受けるものとする。

8 その他の材料確認について

設計図書（共通仕様書、特記仕様書等）に材料確認の必要性が記載されているもの以外は、事前に材料確認書による確認を受ける必要はない（本書 8 ページの「工事材料の書類提出方法の留意点」を参照すること）。

ただし、請負人の発議により、材料確認が求められた場合は、この限りではない。

6 発生土・廃材等の処理に必要な書類

1 再生資源利用計画

請負人は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、工事着手前に再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出すること。また、計画を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

2 再生資源利用促進計画

請負人は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、工事着手前に再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出すること。また、計画を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

3 実施書の提出

請負人は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した工事が完成した際には、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成図書に含めて監督員に提出すること。

4 マニフェスト

請負人は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。マニフェストは監督員に提示すればよく、提出する必要はない。

5 建設発生土搬入整理券

建設発生土搬入整理券により建設発生土を処分した場合は、その半券（搬入証明）を監督員又は検査員から求められた際には、提示できるよう常に整理保管すること。また、その他の手続により建設副産物を処分した場合は、搬入量を証明する伝票等を監督員又は検査員から求められた際には、提示できるよう常に整理保管すること。

建設発生土搬入整理券により建設発生土を処分した場合は、余剰整理券を返還するものとし、他の工事での使用及び他人に譲渡しないこと。

7 工事履行報告書

1 工事履行報告書の提出に関する留意事項

- (1) 工事履行報告書（契約約款第 12 条及び共通仕様書第 1 編 1-1-25）
- (2) 工事着手前に、予定工程（％）を記入して提出するとともに、毎月末に実施工程（％）を記入して提出する。

ア **実施工程（％）は、「請負代金額」に対する「現場で施工した金額」で算出**する。

※実施工程（％）の根拠資料の添付は不要。

イ 記事欄には当該月の実施工程に係わる内容について記載する。

ウ 準備工段階（工場製作含む）であっても、金額が発生している場合は「現場で施工した金額」に計上する。

エ 打合せ簿（指示）による増減があった場合、打合せ簿（指示）に記載された概算金額を「請負代金額」に含めて算出する。

2 実施工程表

- (1) 実施工程表は、受注者が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督員への提出は必要とせず提示でよい。
- (2) 実施工程表は、受注者が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。
- (3) 工程会議はじめ受発注者間の工程に関する打合せは、実施工程表により実施する。

工 事 履 行 報 告 書

工事名	○ ○ ○ ○ 工事		
工期	○年 9月 ×日 ~ △年 5月 ×日		
日付	○年 12月 ×日 (12月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
○年 9月	5	5	
10月	10	8	
11月	20	15	
12月	35	30	
△年 1月	55		
2月	70		
3月	80		
4月	90		
5月	100		
(記事欄)			
当該月の実施工程に係わる内容について記載			

総括監督員	主任監督員	担当監督員

※ 実施工程%の根拠資料の添付は不要。
 ※ 実施工程表は、請負人が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督員への提出は必要とせず提示でよい。

※変更契約をした場合
工 事 履 行 報 告 書

工事名	○ ○ ○ ○ 工事		
工期	○年 9月 ×日 ~ △年 6月 ×日		
日付	△年 3月 ×日 (3月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
○年 9月	5	5	
10月	10	8	
11月	20	15	
12月	35	30	
△年 1月	55	55	
2月	70 (65)	60	2月○日変更契約
3月	80 (70)	70	
4月	90 (85)		
5月	100 (95)		
6月	(100)		

(記事欄)

当該月の実施工程に関する事項について記載

総括監督員	主任監督員	担当監督員

※ 変更契約後の予定工程 (%) は、() 書きで記載し、変更契約の都度、追記する。
※ 備考欄に変更契約日を記載する。

8 安全管理

1 安全教育

安全教育訓練

土木工事の実施に際し、作業の安全を確保するためには、共通仕様書第1編1-1-27に記載されている安全指針等を遵守し、工事関係者はもとより直接作業を行う作業員が安全に対する理解を深めることが最も重要である。

このため、共通仕様書第1編1-1-27で「工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る」と規定している。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 「国土交通省 土木工事安全施工技術指針」等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

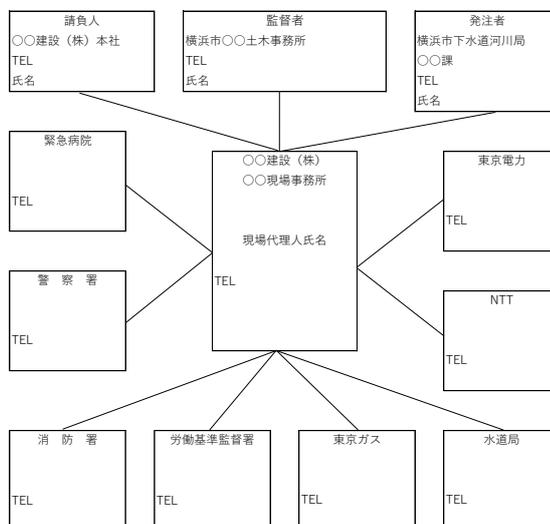
安全教育訓練の実施状況資料は提出を要しないが、監督員の請求があった場合には、提示できるようにする。

2 工事故

請負人は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに、応急措置を行うとともに、その状況を監督員に連絡し、工事故報告書を提出しなければならない。なお、報告書の作成にあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、本人の同意を得た上で記載しなければならない。また、報告書は紛失、盗難等のないよう適切に保管しなければならない。

3 防災体制

共通仕様書第1編1-1-27で「請負人は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるために防災体制を確立しておくなくてはならない。」と規定している。災害発生のおそれがある場合には、工事を中止し、現場の整理を行う。必要に応じて現場内パトロールを行い、警戒に当たる。緊急連絡系統図は以下を参照。



9 工事数量計算書

【適用局：下、道、脱、資、建、都、港、水、交】

- 1 請負人が作成する。
- 2 設計計算書と同一でもよいが、請負人の名前で必ず添付する。

10 搬入伝票

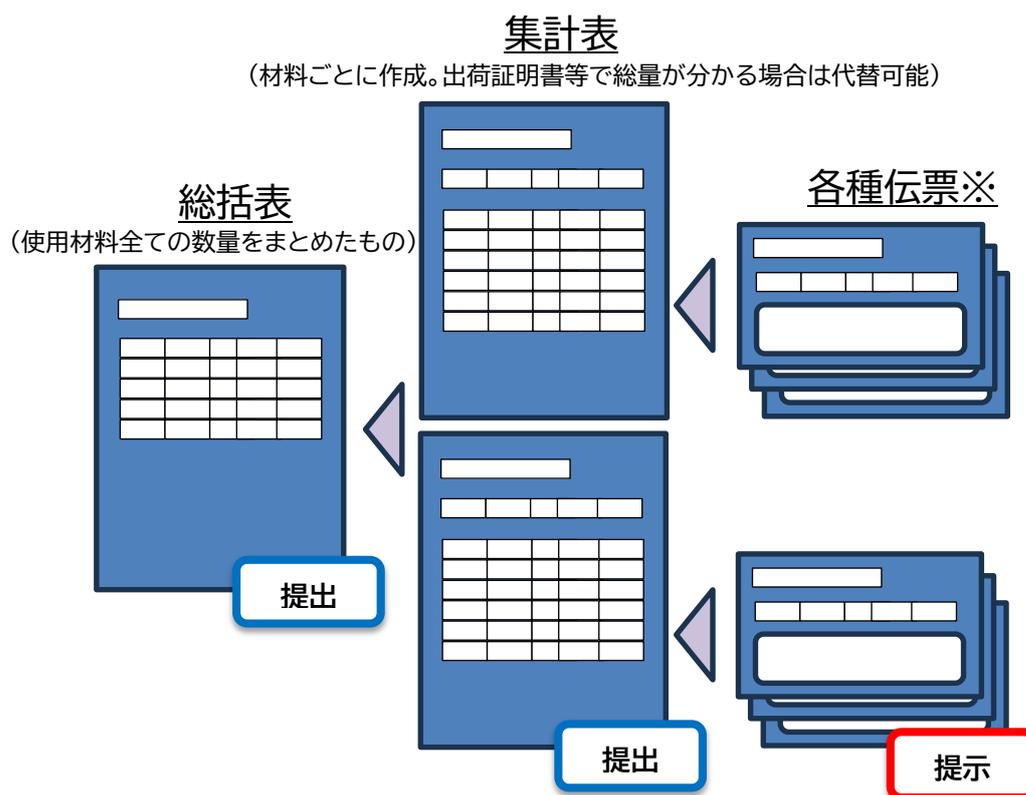
1 使用材料の整理及び集計方法

工事で使用した材料については、納入伝票、出荷証明書などの資料をもとに、材料ごとに使用数量を整理・集計する。整理・集計した結果は、材料別に「集計表」としてとりまとめ、さらに、工事で使用した全ての材料の数量を一覧できる「総括表」を作成する。

2 集計表の代替資料

なお、「集計表」は、メーカー等が発行する「出荷証明書」に当該材料の総量が明示されている場合は、当該出荷証明書をもって代替することができる。

使用材料の整理及び集計方法のイメージ



※搬入伝票は、次の内容が確認できること。

- ・受注者名、工事名、納入日、資材等の製造業者名(プラント名等)
- ・資材の規格(種類、出荷温度、運搬時間、水セメント比、呼び強度、スランプ値等)、納入数

3 契約図書との規格関係の整理

使用した材料の規格が、契約図書で定められた規格より高い場合は、「総括表」に契約図書で定められた規格を併せて記載する。また、使用材料が JIS 等の規格製品である場合についても、「総括表」にその旨を記載する。

使用材料総括表（例）

工 事 名		現場代理人		
請 負 人		備 考		
材 料 名	規 格	単 位	使用数量	備 考
生コンクリート（高炉）	21-8W/C 60%以下	m ³	32.5	18-8W/C 60%以下の高規格品
生コンクリート（高炉）	24-8W/C 55%以下	m ³	155.0	
再生粒度調整砕石	RM-40	m ³	62.4	
再生アスファルト合材	再生密粒度（13）	t	51.1	
再生アスファルト合材	再生粗粒度（20）	t	53.5	
歩車道境界ブロック	150/170×200×600	本	90	
コンクリート積ブロック	35-A 種	個	390	JIS〇〇
再生クラッシュラン	RC-40（基礎用）	m ³	17.0	
硬質塩化ビニル管	φ250	本	90	JSWAS〇〇
組立人孔	第1種	組	12	JSWAS〇〇

使用材料集計表（例）

材 料 名	規 格			単 位	使用数量	備 考	
アスファルト合材	密 粒 度(13)			t	1,356.5		
工 事 名	〇 〇 〇 工事						
請 負 人	〇 〇 〇 建設株式会社			現場代理人 〇 〇 〇 〇			
納入年月日	納 入 量	累計数量	備 考	納入年月日	納 入 量	累計数量	備 考

11 搬出伝票

1 指定処分及び確認処分において作成が必要な資料

(1) 指定処分

ア 建設発生土

(ア) 搬出集計表

(イ) 土砂検定試験表（500m³以上）

※運搬経路図は施工計画書に添付する。

イ 建設廃材（A s 殻、C o 殻、現場発生路盤材）

(ア) 搬出集計表

※運搬経路図は施工計画書に添付する。

(2) 確認処分

ア 建設発生土・産業廃棄物（泥水、その他）

(ア) 確認処分届

※運搬経路図は施工計画書に添付する。

(イ) 搬出集計表

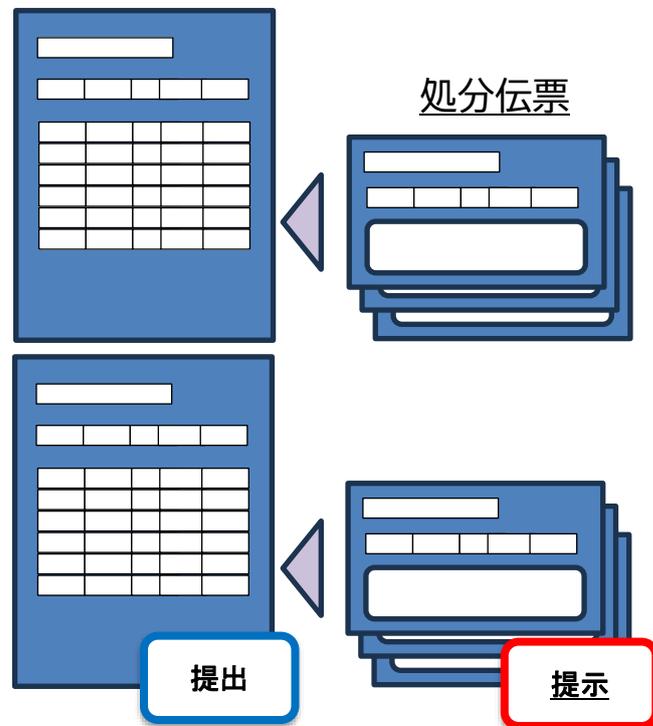
2 処分材料の整理及び集計方法

使用材料と同様に、材料ごとに処分数量を整理・集計する。

整理・集計した結果は、材料別に「集計表」としてとりまとめる。また、合併工事や継続工事の場合は、全体数量が確認できる内容にする。

集計表

（材料ごとに作成。証明書等で総量が分かる場合は代替可能。）



3 集計表の代替資料

「集計表」については、処分先が発行する証明書等に処分総量が記載されている場合は、これをもって代替することができる。

4 集計表作成例

工事名			
種 別	発生土・As殻・Co殻・産業廃棄物(泥水・その他())		
処分先			
請 負 人		現 場 代 理 人	

台数	年月日	搬出量	台数	年月日	搬出量
			合計		m ³

12 検査に必要な図面

【適用局：下、道、脱、都、水、交】

工事完成に伴い必要となる完成図書は全て、各局(工事対象物の施設管理者が所属する局)が定める作成ルールに則り、作成する。なお、本書に示す図面とは請負人が作成する図面を想定

1 各局基準

(1) 下水道の基準

「基準書関係：横浜市下水道設計指針(管きよ編)同解説」(下水道河川局)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryoyou/kijunshokankai.html>

(2) 水道の基準

「水道工事完成図作成の標準」(水道局)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekouyouryo.html>

2 出来形図(完成図)作成ルール

(1) 下水道及び河川の基準

ア 設計図を利用する。ただし、設計変更を行った場合は、設計変更図面を利用する。

イ 設計値と実測値が異なる場合は、設計数値と対比できるところに赤字で書き込みする。ただし、別資料にて設計値と実測値の対比ができる場合は、出来形図(完成図)上は実測値にて上書きを行ってよい。その際、上書きした実測値は赤字とする。

ウ 図面ラベルの下に社名、代表者名を記載する。

原則、社印は不要だが、図面の偽造等を防ぐため、手書きで社名を書いた場合は、社印を押す。

エ 図面ラベルの下に赤字で「出来形図(完成図)」と記載する。

オ 図面ラベル作成ルール(横浜市下水道設計指針(管きよ編)同解説参照)

カ 出来形図は、完成図を兼ねる。

・ 出来形図：設計値と実測値を併記した図面

・ 完成図：実測値のみを記載した図面

令和 年度設計図(排除方式)		
図名		
工事件名		
施工場所		
縮尺	図番	
号線番号		
地形図番号		
横浜市下水道河川局		

← 図面内容と一致していること

← 図面内容と一致していること

← メッシュ番号

出来形図(完成図)

← 竣工図の記載

株式会社〇〇
代表者 △△ ××

← 施行者の明記

出来形図(完成図)の記載

13 出来形管理表

【適用局：下、道、脱、建、都、水、交】

1 出来形管理

請負人は、各局(工事対象物の施設管理者が所属する局)が定める「出来形管理基準」に基づき、出来形管理を行い、「出来形管理表」及び「出来形図」を作成する。

2 出来形管理基準

(1) 下水道及び河川

「基準書関係：土木工事施工管理基準」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryo/kijunshokankei.html>

(2) 道路

「技術基準・技術マニュアル：土木工事施工管理基準」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/gizyutsu-kijun.html>

(3) 水道

「水道工事書類作成要領」、「水道工事施工管理基準」、「水道工事標準仕様書」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekouyouryo.html>

3 様式例

(1) 下水道及び河川

「基準書関係：土木工事（下水道管きょ）工事関係書類」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryo/kijunshokankei.html>

(2) 水道

「各書類（要領・仕様書）のダウンロード」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/>

4 出来形管理資料提出に関する留意点

(1) 出来形管理資料として提出する書類は、「出来形管理表」「出来形図」のみである。

また、数値を証明する計測状況写真の再添付は不要である。ただし、資料の作成・提出を妨げるものではない。

(2) 出来形管理に関する留意点

ア 不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討の上、測定を実施する。

イ 管理基準にないものは事前に監督員と請負人で協議を行い、規格等適切に定める。

14 品質管理表

【適用局：下、道、脱、建、都、水、交】

1 品質管理

請負人は、各局(工事対象物の施設管理者が所属する局)が定める「品質管理基準」に基づき、品質管理を行い、品質管理表を作成する。

2 品質管理基準

(1) 下水道及び河川

「基準書関係：土木工事施工管理基準」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryo/kijunshokankei.html>

(2) 道路

「技術基準・技術マニュアル：土木工事施工管理基準」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/gizyutsu-kijun.html>

(3) 水道

「水道工事書類作成要領」、「水道工事施工管理基準」、「水道工事標準仕様書」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekouyouryo.html>

3 様式例

(1) 下水道及び河川

「基準書関係：土木工事（下水道管きょ）工事関係書類」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryo/kijunshokankei.html>

(2) 水道

「各書類（要領・仕様書）のダウンロード」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/>

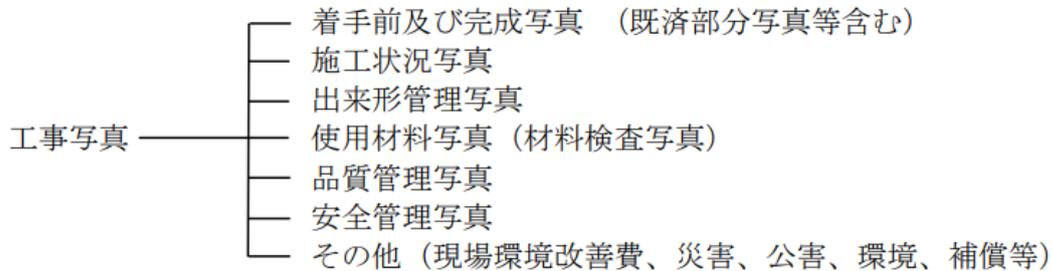
4 品質管理資料提出に関する留意点

- (1) 品質管理資料として提出する書類は「品質管理表」のみである。また、数値を証明する計測状況写真の再添付は不要である。ただし、資料の作成・提出を妨げるものではない。
- (2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画を作成する。
- (3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。

15 工事写真

1 写真管理

請負人は、工事着工前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等について、各局の「写真管理基準」に基づき撮影する。



2 写真管理基準

(1) 下水道及び河川

「**基準書関係：土木工事施工管理基準**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryo/kijunshokankei.html>

(2) 道路

「**技術基準・技術マニュアル：土木工事施工管理基準**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/gizyutsu-kijun.html>

(3) 水道

「**水道工事書類作成要領**」、**「水道工事施工管理基準**」、**「水道工事標準仕様書**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekouyouryo.html>

(4) みどり環境局

「**公園緑地工事写真管理基準**」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/koenshiryo/download/4kouikanrenkijun.html>

3 工事写真の提出に関する留意点

(1) 以下の場合には写真の撮影を省略できる。

ア 品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管する場合

イ 監督員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。（臨場確認で撮影した写真を出来形管理写真とする。）

ウ 黒板などに記載した文字が写真で確認できる場合は、写真帳への添え書きは不要である。

(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 請負人のみが現場を確認している場合は、計測値が明確に確認できる接写も併せて撮影する。

16 現場環境改善

請負人は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めなければならない。

現場環境改善状況は、各局の「写真管理基準」に則り、適切に撮影する。なお、実施報告書の作成は不要とするが、設計金額以上の履行が確認できる見積書などの資料については、別途作成すること。

17 創意工夫

請負人は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督員へ提出することができる。（共通仕様書第1編1-1-44）

なお、1工事につき最大10項目までの提出を目安とする。ただし、請負人の判断により書類を作成し、提出した場合にあっては、その受領を妨げるものではない。